

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成21年第5回定例会)

- 1 期 日 平成21年5月27日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時20分
- 2 出席委員
- |      |         |  |
|------|---------|--|
| 委員 長 | 青 木 克 己 |  |
| 委 員  | 澤 村 洋 子 |  |
| 委 員  | 栗 原 伸 夫 |  |
| 委 員  | 鈴 木 大 地 |  |
| 委 員  | 植 松 榮 人 |  |
- 3 出席職員
- |                |           |  |
|----------------|-----------|--|
| 教育総務部長         | 柴 崎 一 雄   |  |
| 学校教育部長         | 若 崎 光 美   |  |
| 生涯学習部長         | 加 藤 清 一   |  |
| 教育総務部参事        | 秋 田 博 義   |  |
| 学校教育部参事        | 鶴 岡 智     |  |
| 学校教育部参事        | 諏 訪 晴 信   |  |
| 学校教育部次長        | 押 田 俊 介   |  |
| 生涯学習部次長        | 早 瀬 登 美 雄 |  |
| 教育総務部・学校教育部副技監 | 勝 見 博     |  |
| 学校教育部副参事       | 井 上 隆 夫   |  |
| 学校教育部副参事       | 小 柳 茂     |  |
| 生涯学習部副参事       | 鈴 木 善 博   |  |
| 生涯学習部副参事       | 黒 崎 清     |  |
| 企画管理課長         | 井 澤 元 行   |  |
| 施設課長           | 飯 塚 和 夫   |  |
| 社会教育課長         | 星 昌 幸     |  |
| 青少年課長          | 寄 主 義 之   |  |
| 教育総務部主幹        | 牧 野 岳 彦   |  |
| 教育総務部主幹        | 佐々木 重 春   |  |
| 教育総務部主幹        | 宮 崎 雅 博   |  |
| 学校教育部主幹        | 江 川 陽 史   |  |
| 学校教育部主幹        | 鈴 木 博     |  |
| 学校教育部主幹        | 生 駒 敏 子   |  |
| 学校教育部主幹        | 土 屋 美 恵 子 |  |
| 学校教育部主幹        | 村 山 美 代 子 |  |
| 学校教育部主幹        | 上 岡 充 直   |  |
| 生涯学習部主幹        | 及 川 隆 志   |  |
| 生涯学習部主幹        | 飯 島 稔     |  |
| 生涯学習部主幹        | 浅野目 俊 紀   |  |
| 学校教育課主任管理主事    | 江 口 和 夫   |  |

#### 4 会議内容

委員長が

平成21年習志野市教育委員会第5回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(4)及び議案第18号ないし議案第20号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について諮り、報告事項(4)及び議案第18号ないし議案第20号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成21年第4回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

#### 報告事項(1) 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について

(学校教育課)

学校教育部次長が

本市では、高等学校、専修学校、大学等に入学する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な方に対し、限度額の範囲で融資のあっせんを行い、その利子を全額支払う制度を導入している。あっせん限度額は、国公立高等学校10万円、私立高等学校15万円、国公立大学20万円、私立大学50万円となっている。

平成20年度の実績は、8名に対し、合計345万円の入学準備金融資が行われた。

また、利子補給額は、48万1千335円である、と概要を報告

委員長が質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

#### 報告事項(2) 平成21年度育英資金給与者の決定について

(学校教育課)

学校教育部次長が

本市では、習志野市育英資金給与条例に基づき、高等学校、大学等に在学し、経済的理由により修学が困難な方に対して、教育の機会均等を図る観点から、修学に必要な資金を給与してきたが、平成21年習志野市議会第1回定例会において、同条例が改正され、大学生を受給対象外とし、高校生の給与額を9千円から9千9百円に改定した。

平成21年5月7日に育英資金選考委員会が開催され、21人の育英資金給与者を決定した、と概要を報告

委員長が質疑なしと認め、報告事項（２）は了承された。

### 報告事項（３） 習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第１期計画（案）に関するパブリックコメントの実施について

（学校教育課）

学校教育部参事が

幼稚園の定員割れや保護者の保育ニーズが増大する中で、施設の老朽化や財政状況を勘案しながら、文教住宅都市憲章の理念に沿って「こども園」整備と幼稚園・保育所の再編に取り組んでいくこととした。そして、平成１５年度の「こども園構想」及び平成１８年度の「子育て・子育て支援体制整備基本計画」の策定、平成１８年度の東習志野こども園の開園を踏まえて、「習志野市後期基本計画」の期間に合わせた平成２６年度までの具体的な再編計画（第１期整備計画）を「習志野市こども園整備・市立幼保再編検討委員会の答申を尊重し、次のとおり策定した。

まず、こども園整備計画については、新たに（仮称）杉の子こども園と（仮称）袖ヶ浦こども園を整備する。整備内容は、保護者、地域住民、行政からなる関係者協議会を設置し、決定していく予定である。

次に、既存市立幼稚園・保育所の私立化については、実花幼稚園、つくし幼稚園、若松保育所及び袖ヶ浦第二保育所をその対象としている。運営主体や私立化の方式及び私立化の実施において基本となる行程や留意点などは、市の責任において「私立化ガイドライン」を策定し、第三者機関を設置して検討、進行管理を行っていく。

以上のこども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第１期計画（案）について、平成２１年６月１日から６月３０日までパブリックコメントを実施することになったので報告するものである、と概要を報告

委員が

なぜ、実花幼稚園、つくし幼稚園、若松保育所及び袖ヶ浦第二保育所が私立化の対象になったのか、と質問

学校教育部参事が

まず、実花幼稚園、つくし幼稚園については、小学校に併設されていない単独園であるということが理由として挙げられる。また、定員割れしているが、大きく人数が減少していないことから、民間の需要を見込み、私立化する上で受け皿を確保する必要があると判断した。

次に保育所については、平成２１年度から若松保育所の改築工事を実施し、また、袖ヶ浦第二保育所は、耐震基準を十分満たしている。民間への移管を考えると、以上が大きな理由であるが、市全体で保育所という機能を維持し、財政状況等を勘案すると、近くに（仮称）袖ヶ浦こども園が整備されることからこのように判断した、と回答

委員が

単独園だから私立化することだが、理由として少し弱いように思われる。もっと強い理由がないと、地域住民の理解は得られないのではないかと質問

学校教育部参事が

財政状況等を勘案すると、公立幼稚園・保育所だけでは、多様な教育・保育を望んでいる保護者のニーズを実現することは難しい。廃園・廃所するのではなく、民間活力を導入し、幼稚園での3歳児教育などといった多様なニーズに対応していきたい、と回答

委員が

出来るだけ市で幼稚園・保育所を運営してほしいという意見が多いが、これらの意見は再編計画（案）に反映されたのか、と質問

学校教育部参事が

再編素案の段階ではそのような意見もあったが、様々な場で説明を重ねてきた。習志野市として身の丈にあった、将来に亘って自主自立の運営が出来る計画案を立案した。パブリックコメントを実施し、多くの方のご理解を得られるようにしたい、と回答

委員が

地域住民とトラブルにならないようにしていただきたい、と要望

委員が

第三者機関の設置や多方面から意見を聞いて、よく詰めながら地域住民の理解を得られるよう、今後も努力をしていただきたい、と要望

また、職員のアンケート結果について、「自分達の園の活動には満足しているが、他については不満なところが多い」というのがある。これは施設に関してのものなのか、と質問

学校教育部主幹が

昨年度末に、これらの意見を総括し、安全面の向上及び施設の充実を図ってきた。職員の要望は限りなくあるが、全て実現させるのは不可能であるため、今ある施設の中でどのようにしたら保育の向上に繋がるのかというのを考えていきたい、と回答

委員が

再編検討委員会の答申の中で、施設の管理・安全面に不満、不安があるという記述があったが、これは職員の回答から来ている。職員がこのような意識でいると、保護者や子どもはもっと不安になる。よって、職員は当事者意識を持って、施設面で足りない所は自分達の力で補っていくという考えのもと、東習志野こども園が全国の見本となるようにしていただきたい、と要望

また、東習志野こども園の評価における全体的な意見について、東習志野こども園の評価にも少なからず影響が出てしまう可能性があるため、もう少しわかりやすくまとめていただきたい、と要望

委員が

財政が厳しいからこども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編をするようにも受け取れるが、市長がマニフェストに掲げた「子育て支援日本一」に矛盾することにならないか、と質問

学校教育部参事が

子育て支援のあり方は、公立か私立かではなく、まず地域で多様化するニーズに対応出来るようにすることを考えなければならない。そのためには今のままでは不十分である。多様な子育てを可能とするために、こども園整備と再編計画（案）を策定した、と回答

委員が

「待機児童をゼロにする」などといった具体的なことをやらないと、市民は納得しないのではないかと質問

学校教育部参事が

具体的なことを含めたより多くのサービスを提供していかなければならないが、そのためには財政面でも人材面でも公立だけでは対応しきれない。こども園整備と再編計画は、財政負担を軽減するためではなく、よりよいサービスを生み出すためのものである。例えば、平成24年度に開園する（仮称）杉の子こども園においても、保護者が子育てに関する疑問や悩みを相談できる子育て支援センター機能を組み込む予定である、と回答

委員が

子どもの数が減少している中で、私立幼稚園児数は微増していることから、保護者の要望は私立化にあるのではないかと。また、国の基準以上に予算を投入してきたことが今問題になってきている。地域住民に納得していただけるよう、丁寧に説明しながらこの計画を進めていただきたい、と要望

また資料の中に、三位一体の改革により、公立保育所に対する国、県の負担が廃止され、財政的に厳しくなったとあるが、これはどういうことか、と質問

学校教育部参事が

三位一体の改革によって国、県の負担は廃止され、その代わり税源移譲と交付税の見直しということになったが、実際には本市全体として18年度までの3年間で、約11億円の財源不足となっている。結果として市立保育所の運営経費は、従前の国、県負担が市税等での市負担となり、本市独自の上乗せ負担分を併せ、負担はより大きくなっている、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成21年6月24日（水）午後3時に決定された。

## その他

委員が

フレンドあいあいで行っている適応指導教室を東習志野こども園で実施しているとのことだが、安全・安心なこども園運営に影響はないか。また、この適応指導教室にどのくらいの方が参加しているのか。そして、その後どのような進路を辿っているのか。校園長

会議では報告されているが、現場での教育に関する事なので、教育委員も一番知りたいことである。概略でいいので報告してほしい、と質問

学校教育部副参事が

適応指導教室に通う子どもは、大人とは向き合えるが子どもとは向き合えないという子が多く、また「ありがとう」と言われる経験が少ない。こうした子どもたちが、園児とのふれあいの中で、必要とされる喜びを感じることで、自己有用感を高めていくことを目的に行っている。安全管理については、園の入口で受付の職員に必ず声をかけるようにしており、園の中では、男性職員が必ず1人つくようにしている。また、東習志野こども園の園児に対する影響も考えて、随時先生方と話し合いをしている。

適応指導教室の参加人数については、20年度では11名の中学生がいたが、この期間中67名の生徒が見学や体験入学に訪れた。そして、195日の開設時に延べ1167名が利用した。進路については、20年度は8名の中学3年生がいたが、1名が私立高校、1名が定時制高校、残りの6名がサポート校に進学している。この8名は現在も休まず通学しているとのことである、と回答

委員が

適応指導教室の生徒は10歳以上であるため、もっと同年代の人と触れあってもいい様に思う、と発言

また、学校に復帰できた生徒はどれくらいいるのか、と質問

学校教育部副参事が

フレンドあいあいに関して言うと、中学1年生の1人は、2年生に進学して5月の中旬まで学校に通学していたが、現在は少しづつ戻っている。2年生の2人は、3年生に進級した現在もフレンドあいあいに来ている、と回答

委員が

大変な仕事だと思うが、子どもたちが学校に復帰できるよう、これからも努力をお願いしたい、と要望

<報告事項(4)及び議案第18号ないし議案第20号については非公開>

**報告事項(4) 習志野市立秋津小学校学校運営協議会委員の任命及び  
習志野市学校評議員の委嘱について**

**(指導課)**

学校教育部副参事が

習志野市立秋津小学校学校運営協議会委員の任命及び習志野市学校評議員の委嘱について、概要を報告

採決の結果、報告事項（４）は原案どおり可決された。

**議案第 18 号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について**

**(学校教育課)**

学校教育部次長が  
習志野市通学区域審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第 18 号は原案どおり可決された。

**議案第 19 号 平成 21 年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について**

**(指導課)**

学校教育部副参事が  
平成 21 年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について、概要を説明

採決の結果、議案第 19 号は原案どおり可決された。

**議案第 20 号 習志野市スポーツ振興審議会委員の任命について**

**(生涯スポーツ課)**

生涯学習部副参事が  
習志野市スポーツ振興審議会委員の任命について、概要を説明

採決の結果、議案第 20 号は原案どおり可決された。

委員長が  
平成 21 年習志野市教育委員会第 5 回定例会の閉会を宣言